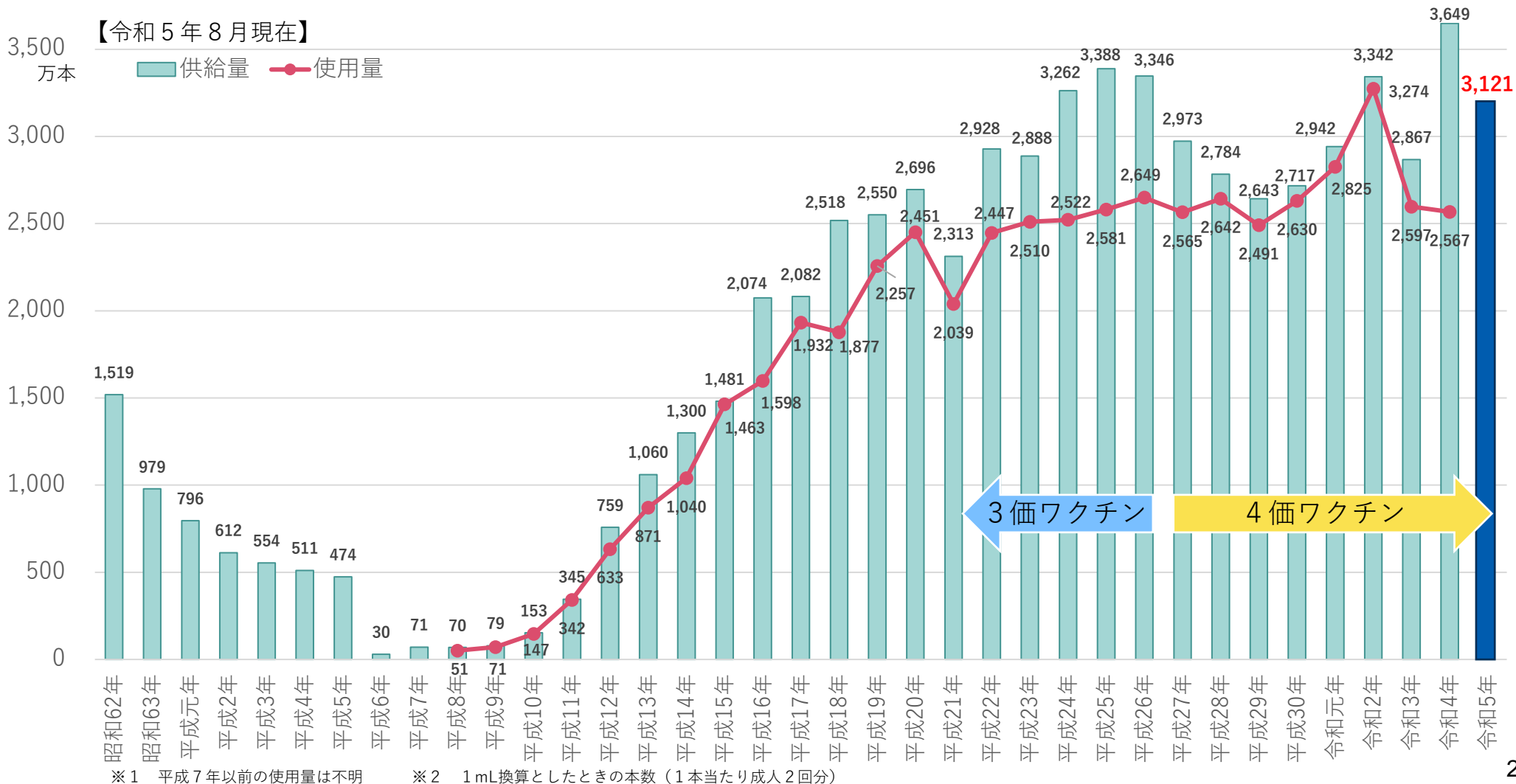


2023/24シーズンの インフルエンザワクチンの供給等について

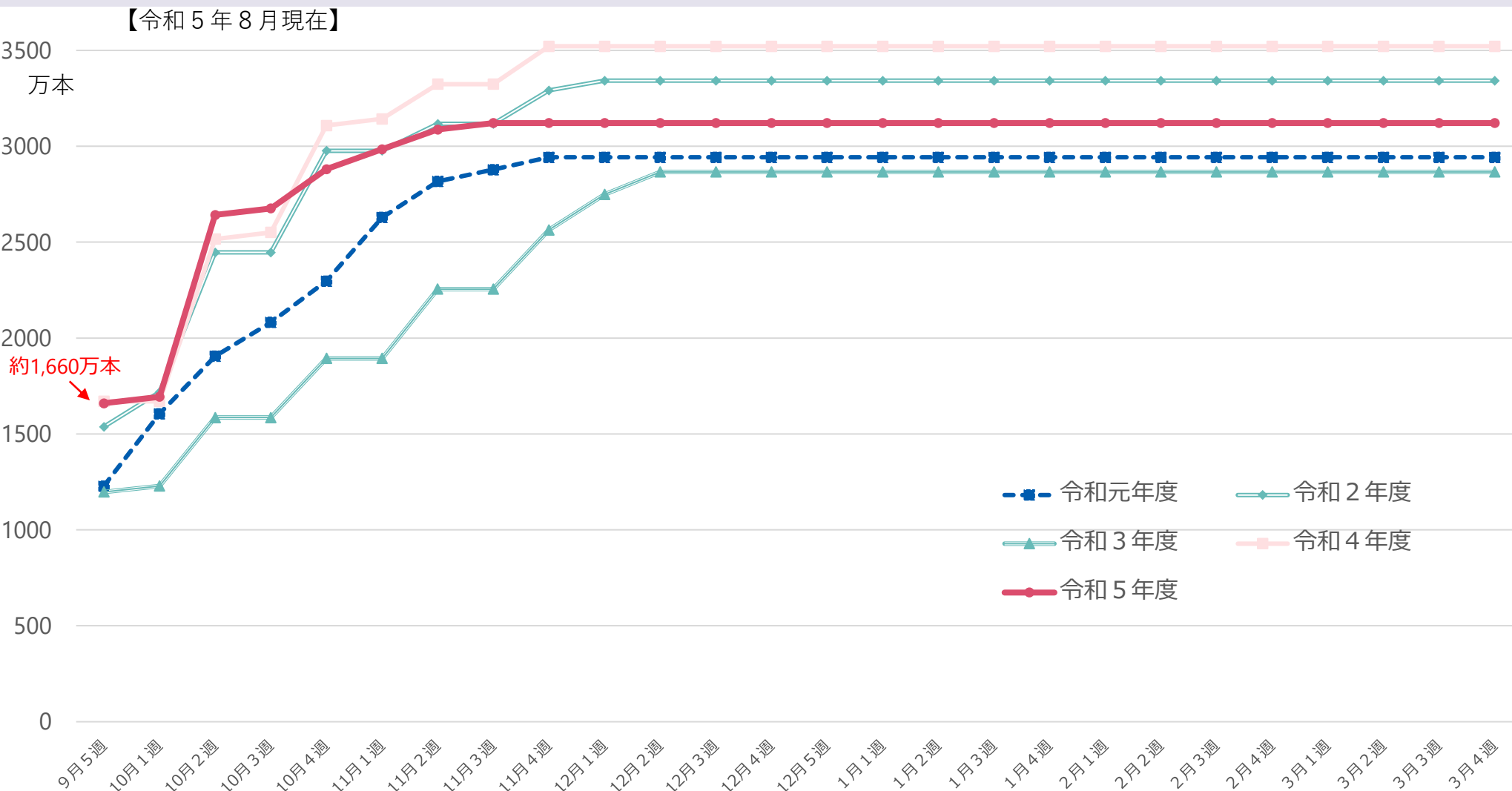
インフルエンザワクチンの供給量の年次推移

令和5年度のワクチンの供給量は、3,121万本となる見込み。



インフルエンザワクチンの累積供給量（週次）

令和5年度は9月末の時点で、年度内の供給量の半数を上回る約1,660万本が出荷される予定。



注1) 供給量は、いずれも1mL換算

注2) 週の表示は金曜日を基準としている（例えば、9月5週は9/29時点の供給量を示している）

今シーズン（2023/24）のインフルエンザワクチンの供給に係る対応

インフルエンザワクチンの供給等に関する近況

- 定期接種対象者の方がインフルエンザワクチンの接種を希望する場合、その機会を逸することがないように、例年、ワクチンの効率的な使用等について医療現場へ働きかけを行っており、そうした前提の下、通常年の使用量は3,000万本以下となっている。

（昨年度の取組）

○インフルエンザワクチンの効率的な使用と安定供給を推進するため、2021/22シーズンまでと同様に、

- ・ 13歳以上の方は原則1回注射としていただくこと
- ・ 必要量に見合う量のワクチンを購入いただくこと

などについて、医療機関に要請する等の取り組みを継続することとした。

○予防接種法に基づく定期接種対象者の方々にインフルエンザワクチンの接種を希望する場合、その機会を逸することがないように、接種の時期についての呼びかけを行うこととした。

※ また、昨年度の供給量と使用量を踏まえて、継続してワクチンメーカー各社との意見交換を行っているところ。

- 令和2年度：需要高（新型コロナワクチンが供給されていない中で、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されたことから、例外的に接種者が大幅に増加（使用量：3,274万本））
- 令和3年度：供給低（製造資材の入手遅延等を受けて、供給量が低下）
- 令和4年度：供給高（新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されたため、特例的に増産要請にお応えいただいたところ）

今シーズンのインフルエンザワクチンの供給について

- 令和5年度のワクチンの供給量は、3,121万本となり、通常年の使用量を超える供給量となる見込み。
- 9月末時点で年度内の供給量の半数を上回る約1,660万本（成人では約3,320万回分）が出荷される予定。これは65歳以上の高齢者（約3,590万人）の約9割が1回ずつ接種できる量に相当する。

今シーズンの対応（案）

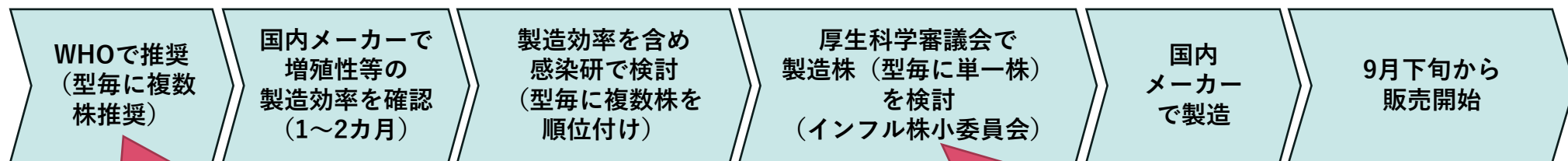
- 上記より、令和5年度は需給が逼迫する可能性は低いですが、これは例年行っていたワクチンの効率的な使用が前提となっていることから、今年度も、昨年度までと同様、ワクチンの効率的な使用等について医療現場へ働きかけを行うこととしてはどうか。

参考資料



2023/24シーズン向けインフルエンザワクチン製造候補株

基本的な流れ



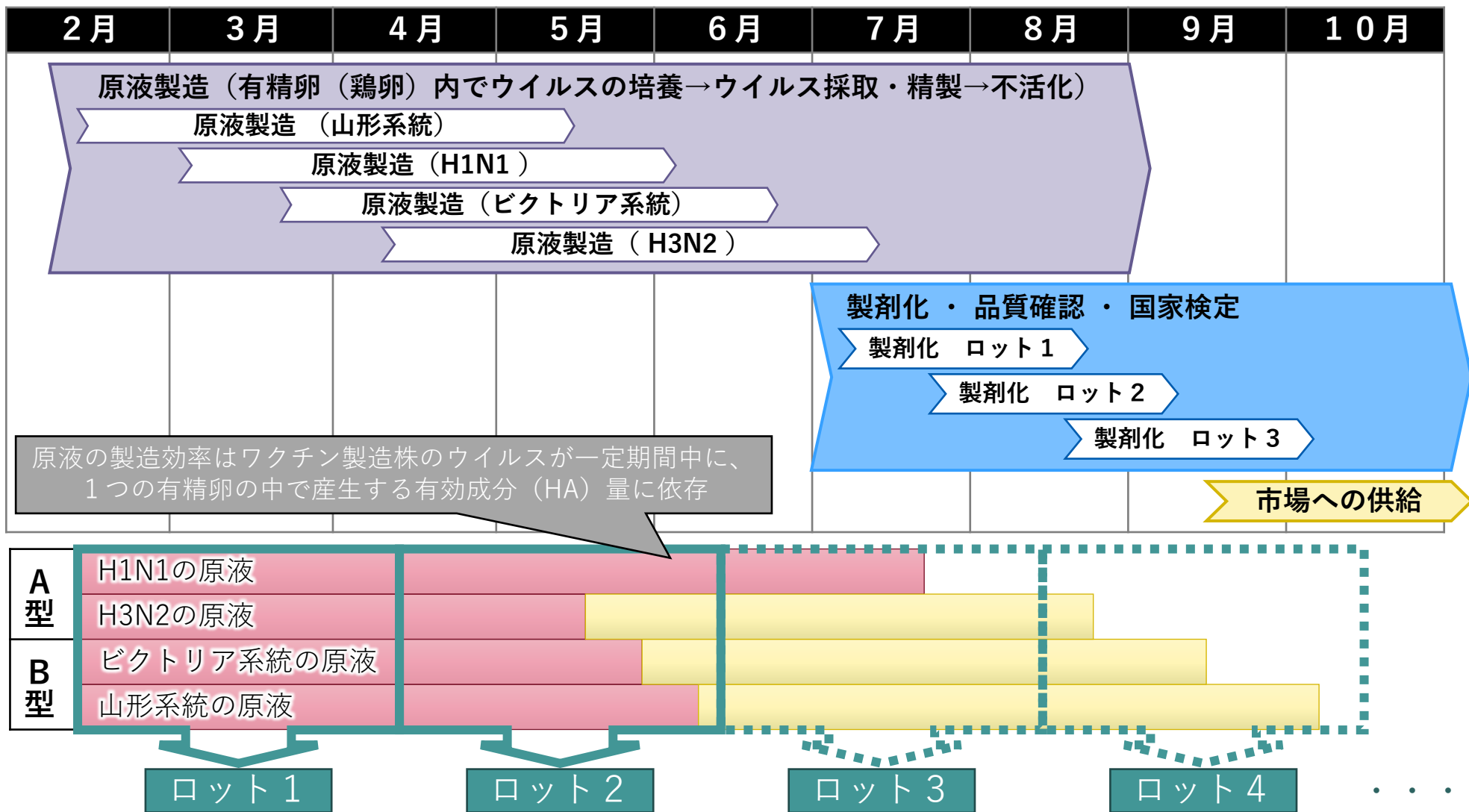
WHOの推奨については、例年並みの2023年2月24日に公表された。

2023年4月24日の審議を踏まえて、以下のとおり製造株を決定。

亜型	ワクチン製造株	製造効率 (2023/4/24小委員会報告時点)
A型 H 1 N 1	A/ビクトリア/4897/2022 (IVR-238) (2022/23シーズンの製造株から変更)	44.9 $\mu\text{gHA}/\text{卵}$ (対前年比：1.23)
A型 H 3 N 2	A/ダーウィン/9/2021 (SAN-010) (2022/23シーズンの製造株と同一株)	59.5 $\mu\text{gHA}/\text{卵}$ (対前年比：1.00)
B型 ビクトリア系統	B/オーストリア/1359417/2021 (BVR-26) (2022/23シーズンの製造株と同一株)	46.9 $\mu\text{gHA}/\text{卵}$ (対前年比：1.00)
B型 山形系統	B/プーケット/3073/2013 (2022/23シーズンの製造株と同一株)	45.8 $\mu\text{gHA}/\text{卵}$ (対前年比：1.00)

2023（令和5）年4月24日

インフルエンザワクチン製造の特徴

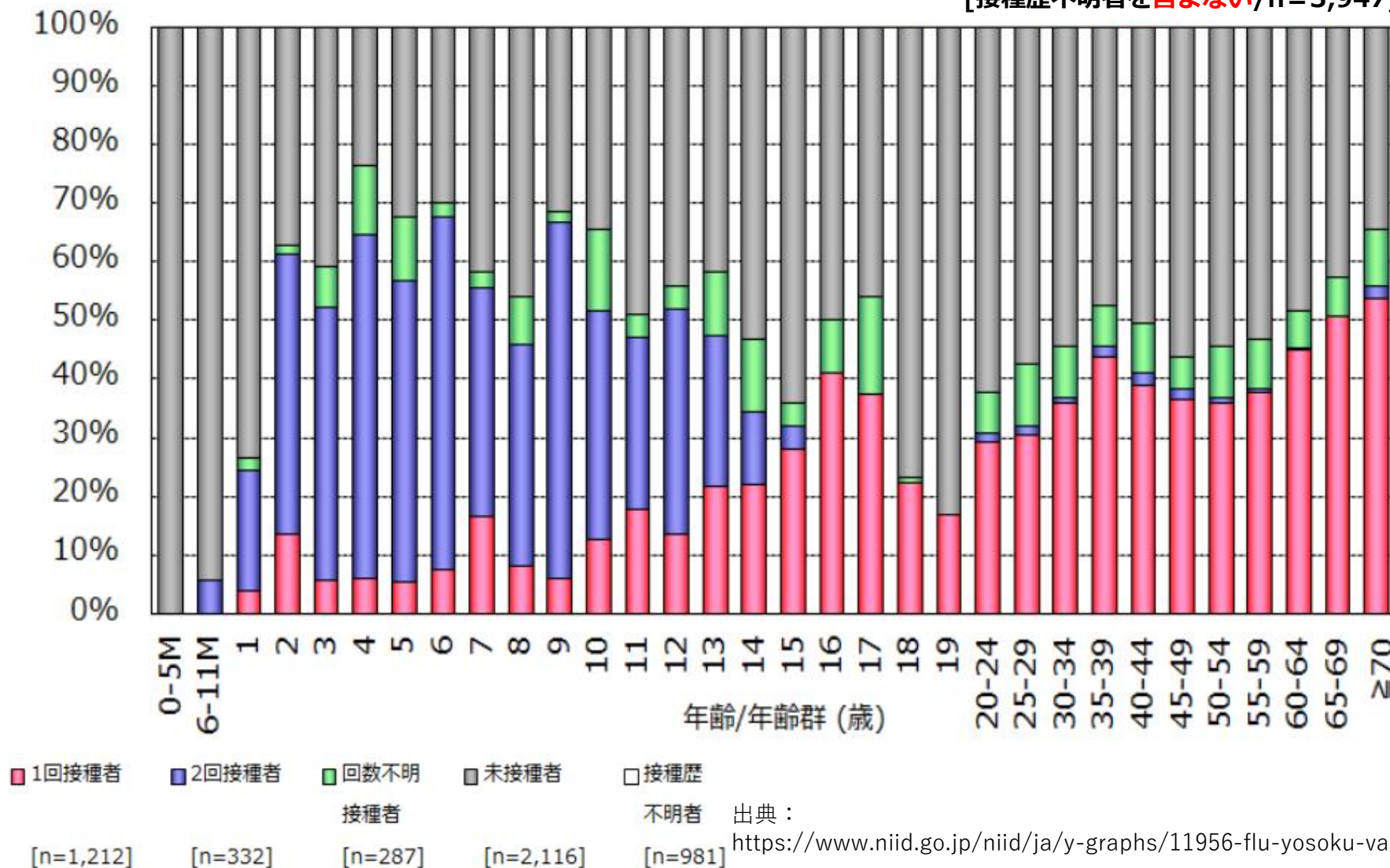


(参考) 年齢/年齢群別のインフルエンザ予防接種状況, 2021/22シーズン

～2022年度感染症流行予測調査より～

2023年4月現在暫定値

[接種歴不明者を含まない/n=3,947]



季節性インフルエンザワクチンの供給について（令和4年9月16日医政産情企発0916第1号、健感発0916第7号、健予参発0916第2号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康局結核感染症課長、健康局参事官（予防接種担当）連名通知）「2.ワクチンの安定供給に係る対策について」抜粋・要約

季節性インフルエンザワクチンの安定供給に係る事項として、各都道府県衛生主管部（局）内関係者（市町村、医療機関、製造販売業者、卸売販売業者、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等）に対して、周知し、かつ協力を要請いただくとともに、各都道府県においても、必要な準備をお願いするもの。

- (1) ワクチン接種にあたり、インフルエンザの定期的予防接種の対象者への接種の機会が確保できるよう配慮すること
- (2) ワクチンの用法・用量と世界保健機関の見解を踏まえると、**13歳以上の者が接種を受ける場合にあつては、医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」が原則であること**
- (3) 同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めること。なお、このような製品に関して、最初の吸引から24時間を経過していた場合は使用せず、適切に廃棄すること
- (4) 各都道府県においては、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくこと
 - ア 在庫状況等を短期間(3日間程度)で把握することが可能な体制
 - イ ワクチンの偏在等があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
 - ウ 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法
 - エ 貴管内市区町村との連携の方法及び役割分担
- (5) ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供を早期に行うこと

赤太字下線は医療機関に対して特にお願いする事項

青太字下線は卸売販売業者に対して特にお願いする事項

- (6) ワクチンの予約・注文については、以下の点に留意すること。
 - ア **医療機関等は、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎むこと**
 - イ 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫量等について綿密な情報提供を行うこと
 - ウ 卸売販売業者は、ワクチンの偏在が起これないように、医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給すること
- (7) ワクチンの大量注文を行う医療機関等に対し、卸売販売業者は、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。
- (8) 医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと
- (9) **卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行う**とともに、随時、必要なワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起これないように配慮すること
- (10) 管内でワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行うこと（その上でなお、ワクチン供給の滞りや偏在等の問題が解消されない場合には、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室に対し、その状況を報告すること）。
- (11) その他、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、更なる安定供給対策の実施等について協力すること

今冬のインフルエンザワクチンの接種対象者への呼びかけについて（令和4年9月16日厚生労働省健康局結核感染症課、予防接種担当参事官室連名事務連絡）別添リーフレット

令和4年9月

季節性インフルエンザワクチンに関するお知らせ ～接種を希望される高齢者のみなさまへ～

定期接種対象者（65歳以上の方等）^注で、インフルエンザワクチンの接種を希望される方は、お早めに接種をお願いします。



南半球のオーストラリアでは、例年よりも数か月早くインフルエンザの流行が確認されています。インフルエンザワクチンにはインフルエンザの重症化を防ぐ効果があります。

注 65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

- ※ 定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認ください。
- ※ 接種を希望される定期接種対象者以外の方も接種を行うことが可能です。

皆様へのお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行も懸念されることから、マスクの適切な着用、手洗い、三密の回避や換気などの基本的感染対策の徹底もお願いします。
- ・ 接種に当たっては、あらかじめ医療機関にお電話等でご連絡いただき、予約をお願いします。
- ・ インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談くださいようお願いいたします。
- ・ インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同日に接種することが可能です。
 - ※ 新型コロナワクチンについては前回接種からの間隔等の要件があることから、必ず同日に接種できるわけではありません。

通常時に行う予防接種

A類疾病の定期接種

(麻疹、ポリオ等)

人から人に伝染することから、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることから、その発生とまん延を予防することを目的とする

【努力義務】あり
【勸奨】あり

【実費徴収】
可能

B類疾病の定期接種

(インフルエンザ等)

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする

【努力義務】なし
【勸奨】なし

【実費徴収】
可能

インフルエンザワクチンの定期接種対象者

- ①65歳以上の者
- ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

臨時に行う予防接種

臨時接種③ (法6条3項)

・A類疾病のうち全国的かつ急速な蔓延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病

【努力義務】あり(※)
【勸奨】あり(※)

【実費徴収】
不可
→全額国費負担

(※)政令で定めるものを除く

臨時接種② (法6条2項) ∷ 臨時接種① (法6条1項)

・疾病のまん延予防上緊急の必要

【努力義務】あり(※)
【勸奨】あり(※)

【実費徴収】不可(※)

(※)政令で定めるものを除く

国が対応すべき緊急の必要性



都道府県知事が対応すべき緊急の必要性